

カルテット



行政書士有志でお送りする事務所通信です

お世話になっている皆様へ

新しい年を迎えて早いもので1か月経ちました。

今年初めてのニュースレターです。

本年も変わらぬご愛顧をお願い申し上げます。

※内容に関する疑問点・ご質問などがございましたら

お気軽にご連絡くださいませ。



目次

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1. 公正証書のいろは 其の弐 | 小口貴史 (行政書士) |
| 2. 相続と不動産名義変更 | 澤口洋輔 (税理士/行政書士) |
| 3. JICE 講師体験レポート | 宮下彩矢 (行政書士) |
| 4. 幸福学を学んできました | 田代さとみ (行政書士) |

通信欄

行政書士 横浜中央合同事務所 宮下彩矢
横浜市中区山下町1番地シルクセンター国際貿易観光会館324
TEL045-263-9883 FAX045-263-9882

HP [彩通信](#)で検索できます！

1. 「公証人役場と公正証書のいろは（其の式）」

年明けから一気に冬らしくなり、厚手のコートが欠かせない季節になりました。個人的には、クローゼットの中で「今か、今か」と、数少ない出番を待っていたであろうコートの気持ちを考えると、今年も役目を全うさせることができたことを嬉しく感じる今日この頃…

さて、今回も公正証書に関する話題をお伝えしようと思います。前回の記事で

「強制執行認諾約款」について少しお伝えいたしました。



強制執行認諾約款とは

強制執行認諾約款とは、**お金の支払いを約束した公正証書に設けられる条項をいい**、具体的には「支払いが滞った場合にはただちに強制執行してもらって良いですよ」という文言（条項）のことを指します。したがって、**お金の給付を目的とする公正証書以外には原則として設けることができません**。例えば、土地建物の明け渡しを目的とするような公正証書はこれにあたりますね。

ところで、強制執行認諾約款付の公正証書があれば強制執行がただちにできるかといえば、やはりことが強制執行なだけにそう簡単にはいきません。では、どのような手続きが必要かという、①**当該公正証書に公証人からの執行文の付与が必要になります**。また、②**公証人から債務者（お金を払わなければならない人）への公正証書謄本の送達もしておかなければなりません**。このように、強制執行をする執行機関（裁判所など）に申立てを行う場合には以上の要件を満たす必要があります。

具体的にはどんなケースがありうる？

あまり、手続きのことばかりを書いてもつまらないので、ここからは実際に私が作成嘱託した強制執行認

諾約款付公正証書のなかでもユニークなものをご紹介します。

まずは、贈与契約ですね。分かり易くご説明すると、「ただものをあげる契約」をいいます。（ただものをもらう訳ですから）常識的に考えれば細々とした取り決めはおろか、契約書にしてくれとすら要求しにくい契約のはずです。何の因果か、これに強制執行認諾約款が設定されました。不思議ですね…

離婚の予約契約（仮称）というようなものもあります。こんなご時世ですから「離婚をしたときに備えて契約書を！」…なんとも悲しい世の中になりました。



終わりに

ちなみに、公正証書は公証人以外が作成できないことになっています。実際には、私が起案から完了までの全て行うとしても、あくまで公正証書そのものは公証人のみ作成が可能です。したがって、「公正証書の作成を公証人に囑託する」というのが正しい表現となります。また、当然ですが、違法・無効な内容の公正証書は作成できません。

このような事情もあり、上記のような贈与契約や離婚の予約契約などは、公証人によっては作成を断られるケースもあるでしょう。この辺りは、囑託する行政書士等の専門家の技量、公証人の経験・人格等に左右されるところだと思います。

お仕事として公正証書作成囑託は、とても奥深く面白味を感じる業務です。お伝えしたいことは山ほどあるので（反響次第ですが…）第3回目の記事も是非楽しみにしていただければ嬉しく思います。

（執筆：行政書士 小口貴史）

2. 「相続と不動産の名義変更」～トラブルを未然に防ぐ～

相続登記とは

相続登記とは、不動産などの遺産を残して先代が亡くなった場合に、その不動産の名義を先代からその遺産を相続した人に変更する手続きをいいます。相続登記は、相続発生後いつまでにしなければならない、という義務規定がないため、一応家族内で遺産分割の話がついていても諸々で忙しかったりなど色々な理由で先延ばしされたまま、済ませないで来てしまうケースが往々に発生しています。

相続登記をしないリスクは時の経過で増える

一応遺族の中で遺産分割は話し合いがついているにもかかわらず相続登記を先延ばししていると、こんなトラブルになるリスクがあります。

- ・公には（登記上は）名義の変更がされていないため、その不動産を売却することができない
- ・遺産分割の合意が文書化されていないので、時間経って家族の誰かが心変わりする余地を残している
- ・遺産分割の合意をする権利をもつ家族が、相続登記をする前に亡くなってしまったら、その権利はその家族の相続人に更に相続されてしまうので、権利者が時の経過により拡散していく（相続人の増加）

こんな話があります。

先代の相続があったのが20年前。そのとき遺族は子供3人だけ。主だった土地については、遺産分割協議書を作って相続登記をしたが、それ以外の不動産は費用もかかるのでそのままにしてしまいました。

子供3人のうちの1人が、内々には相続したことになっていたのですが、それらの土地も管理していましたが、

お金に困ったことがあり、その相続登記をしていない土地を売却しようと考えました。

そこで、**登記手続きを20年遡ってやろうと思って**、遺産分割協議書を作成しようと思ったら、合意の必要な権利者が3人から拡散して10人以上になってしまっていたのです。こうなってしまったら一筋縄では話し合いが付きません。面識のない親族もいて、簡単に協議書にハンコ押してくれません。結局、土地の売却話はとん挫してしまいました。

このような身動きのとれない不動産を抱えないために、少しでも早い相続登記が必要です。

相続登記のながれ

時間の経ってしまった相続登記は通常、以下のながれで行います。

第一段階 必要書類の収集

現在名義として残っている方の除籍謄本や住民票の除票／現在の相続人として権利のある全員の方の戸籍謄本や住民票・印鑑証明書などを収集します。相続後に時間が経って権利者が増えていけば集める必要のある書類はそれだけ増え、かつ収集も難しくなっていきます。

第二段階 遺産分割協議書を作成して、各相続人が押印

この遺産を誰に分割するという分割協議書を作成し、どんなに権利者が拡散し多くなってしまっても、相続人全員ひとりひとりの署名・押印が必要です。



第三段階 登記を依頼

全員の署名・押印が済んだ遺産分割協議書ができたなら、それを基に相続登記を司法書士等に頼みます。これが終われば、公にもその不動産の権利者が確定して売却することも



できるようになります。

このように、段階を経て相続登記を完了させることは、先代が亡くなってから時間が経過するほど、難しくなっていく当事者だけでは行き詰まり、また先延ばしとなるケースが増えていきます。そこで、『相続登記を完了させよう！』と決意したら、行政書士や税理士・司法書士など知り合いの専門家に相談し、これらの手続きをトータルサポートしてもらいましょう。

(執筆：行政書士・税理士 澤口洋輔)

3. 「外国人就労定着支援 JICE 講師体験レポート！」

在留資格 (VISA) と就労

先日、外国人向けのクラスで、講師役を務めてまいりました。受講者はもちろん全員外国人です。

これは、厚生労働省が、『身分系の在留資格 (VISA) を持つ、就労制限のない外国人に、もっと日本で働いてもらおう！』というねらいで行っている国の事業です。就職活動時や日本で働くうえで知っておきたいことを学習するプログラムが組んであります。日本語の授業、履歴書の書き方や面接の受け方、日本の社会保障制度、そして、今回私が担当した**在留管理制度**など多岐にわたります。なぜこまめで働いてもらいたいのかといえば、その理由は、労働者不足です。いま現在、正規で日本に滞在する外国人を活用しようという意図があります。

就労系の在留資格は仕事の内容に制限があります。そして、学歴や職歴など厳しい要件を満たさないともらえません。一方、身分系の在留資格には、就労に制限はありません。

神奈川県行政書士会の国際部から依頼をいただいたので、面白そうだと思います、快諾しました。外国人に講義をすることは初めての経験です!やさしい日本語で授業をするように伝えられました。日常会話は問題なく、日本語での意思疎通のできるクラスでしたので通訳の配置はありませんでした。

行った内容は、次の通りです。テキストに沿って進めました。

- ① 在留資格の種類と就労 ②更新、在留期限 ③再入国制度 ④マイナンバー制度
- ⑤永住と帰化

3時間の講義でしたが、みなさん真剣に聞いてくれました。途中質問がたくさんありましたが、なんとか時間内に最後まで終わることができました。マイナンバー、再入国、永住・帰化についてはとても関心が高いことが伺えました。とても貴重な経験ができ、私自身も大変勉強になりました。

～豆知識～ 在留資格の種類

身分系の在留資格 (VISA) の種類 ⇒身分・居住実績などに基づいた VISA です。

就労の制限がないので、職種制限はありません。

日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、永住者

就労系の在留資格 (VISA) の種類 ⇒就労のための VISA ですが、その内容は細かく分類されており、在留資格に合った仕事でないと、不法就労となる可能性があります。

外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能、技能実習

最後に

就労系は、自由に働けず、身分系は自由に働ける、というのは、逆転している感じも致します。しかしこれが現行の入管法で、現在の日本国の制度なのです。入国管理政策は、国政にも大きく左右されますので今後の世界情勢にも目が離せません。



(執筆：行政書士 宮下 彩矢)

4. 「幸福学を学んできました！」イベント参加レポート

～従業員が幸せになれば会社が伸びる！人・組織・経営を変える“幸せの四つの因子”～

2017年1月、慶應義塾大学大学院の前野隆司教授が研究する「幸福学」のワークショップに参加する機会をいただきました。モノづくりの最前線で活躍されていたエンジニア出身の前野教授は、「人々の役に立ちたい」と「幸福学」の研究を始められました。欧米での研究によると、幸福度が高い従業員ほど創造性が高い、欠勤率が低い、離職率が低い、仕事の効率がいい、といった傾向がすでに明らかになっています。つまり、幸せな人は仕事ができる、企業側からすれば、大きな戦力になるということです。

それでは人が幸せになるにはどうしたら良いか？前野教授は、数年に渡る研究の結果、科学的に、幸せになる四つの因子を見つけました。



幸せの四つの因子とは

(1)「自己実現と成長」、「やってみよう！」因子

夢や目標を叶えた人、夢や目標を持っている人、努力して成長している人は幸せ

⇒わくわくする趣味ややりがいのある仕事を持っている人は幸せであり、それらを通じて成長の実感や自己実現などの達成感を得られる。

(2)「つながりと感謝」、「ありがとう！」因子

色々なことに感謝する人、親切で利他的、多様な友人を持つ人は幸せ

⇒誰かを喜ばせたり、逆に愛情を受けたり、感謝や親切に触れたり、人とのつながりによって、人は幸せを感じることができる。

(3)「前向きと楽観」、「なんとかなる！」因子

自己肯定感が高い、楽観的でポジティブ、細かいこと気にしない人は幸せ

⇒悲観的ではなく、常に楽観的であること。自己否定ではなく、自己受容を心がけることで幸せを実感できるようになる。

(4)「独立とマイペース」、「あなたらしく！」因子

人の目を気にしすぎない人、自分らしさを持っている人、自分のペースを守る人は幸せ

⇒人や周囲を過度に気にせず、自分をはっきり持っていれば、つい地位財（金、モノ、社会的地位など）に手が伸びそうになるのを抑えられ、結果的にそれが確かな幸せを呼び込む。

逆に、これらと反対の生き方をしている人は不幸！？ということになるかもしれません。

これからは「従業員満足度（ES）」だけではなく「従業員幸福度」

人事評価に対する満足度や労働環境への満足度、福利厚生への満足度など、仕事や会社の中での従業員満足度（ES）を高めていくことが、企業の業績を高めることにつながると考えられてきました。これももちろん間違いではありません。しかし、最近の研究では、従業員としての満足だけでなく、たとえば家族に対する満足度とか、余暇の過ごし方に対する満足度とか、そういうものを全部ひっくるめて、個人としての人生全体にわたる幸せを追求したほうが仕事のパフォーマンスも高まりやすいと考えられています。つまり「幸せな人は仕事ができる」という新たな知見が出てきたのです。「従業員満足度よりも従業員幸

福度を！」です。この四つの因子が揃うと・・・

- ・幸福な社員はパフォーマンスが高い
- ・幸福な社員は創造性が高い
- ・幸福な販売員は売り上げが多い
- ・幸福な社員は顧客からの評価が高い
- ・幸福な人は幸福な人を引き寄せる
- ・幸福な社員は求められた以上の働きをする



などなど、言われてみれば納得という感じです。

確かに、従業員が幸せになれば、企業も幸せになり、企業が幸せになれば、社会も幸せになりますよね。

常にプライベートを充実させるために仕事をしている筆者にとっても、前野教授のお話は、筆者の生き方、考え方と共通する部分が多く、これからの筆者の自信にもつながったワークショップでした。「仕事」と「プライベート」は、一方を充実させるために一方を犠牲にするものではなく、まさに全部ひっくるめて充実感を得られなければ、本当の幸せとは言えないのかもしれない。

前野教授の研究される「幸福学」について本記事ではほんの一部のご紹介しかできませんでしたが、もっと詳しく知りたい方は、前野教授の著書や YouTube、インターネットで「幸福学 前野教授」と検索していただければ、たくさんの記事が出てきます。

経営者、人事ご担当の皆さまにはぜひ一度は読んでいただきたい内容です。

(引用・参考資料)

- ・日本最大の HR ネットワーク「日本の人事部」ホームページ 前野 隆司教授インタビュー記事より一部抜粋
- ・2017年1月14日 mass×mass 関内フューチャーセンター開催「イノベーターのためのハッピーワークショップ」前野教授作成レジメ参照

(執筆：行政書士 田代さとみ)